

「役員等の報酬及び費用弁償に関する規程」

（目的および意義）

第1条 この規程は、社会福祉法人幸楽会(以下「法人」という。)の定款第9条、第23条及び社会福祉法人幸楽会評議員選任・解任委員会運営細則第6条の規定に基づき、役員、評議員及び評議員選任・解任委員(以下「役員等」という。)の報酬並びに費用弁償(以下「報酬等」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義等）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 評議員選任・解任委員会とは、定款第6条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む。)等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

（報酬の支給）

第3条 この法人は、役員及び評議員選任・解任委員には職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 評議員には、定款第9条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。
- 3 常勤理事で使用者としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。

（報酬等の額の決定）

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間150万円以内とする。

- 2 この法人の全監事の報酬総額は、年間20万円以内とする。
- 3 この法人の理事長の報酬月額、別表第1「理事長俸給表」に定めるとおりとする。
- 4 常勤理事は、使用者の立場を有していることから、給与規程に基づき賃金を支給する。
- 5 非常勤役員及び評議員に対する報酬は、別記1「非常勤役員の報酬」に定める額とする。ただし、役員、評議員がその職務の執行に当たった場合に支給するものとする。
- 6 評議員選任・解任委員の報酬は、別記2「評議員選任・解任委員の報酬」に定める額とする。

（費用弁償）

第5条 この法人は、役員等がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 常勤役員は、使用者としての立場を有していることから、給与規程に基づき、通勤に要する交通費として通勤手当を支給する。
- 3 役員等には、出張に要する旅費(宿泊費含む。)を、旅費規程に準じて出張費として支給することができる。

(報酬等の支給日)

第6条 常勤役員の報酬等(旅費を除く。)は、毎月25日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、土日、祝祭日でない日前においその日に最も近い日に支払うものとする。

- 2 非常勤役員、評議員及び評議員選任・解任委員の報酬等及び常勤役員の旅費は、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規則は、平成29年 3月29日から施行する。

平成30年 3月30日 一部改定

令和7年 6月20日 一部改定

別表 理事長俸給表

区 分	報酬の額
月 額	50,000

別記1 非常勤役員の報酬

理事：理事会等出席の都度、謝金として一人一律10,000円

監事：監事監査及び理事会等出席の都度、謝金として一人一律10,000円

別記2 評議員の報酬

評議員会等出席の都度、謝金として一人一律10,000円

別記3 評議員選任・解任委員の報酬

評議員選任・解任委員会出席の都度、謝金として一人一律10,000円

但し、別記1から3の謝金については、同日に複数出席した場合は1日あたりの報酬の上限を10,000円とする。

